

別表第3 掘削用機械

3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
3.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.2 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪 (2) 上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー） (3) 履帶（別名クローラベルト） (4) ゴム履帶 (5) 履帶調整装置 (6) 走行減速機	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.3 制動装置	駐車ブレーキ	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.4 作業装置	(1) ブーム、アーム、バケット及びリンク (2) ツース (3) ブレード（別名排土板） (4) フック	<p>① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>③ 取付けピン及びブッシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>④ ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>⑤ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 著しいがたがないこと。</p> <p>③ 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ 損傷がないこと。</p> <p>⑤ 緩み及び脱落がないこと。</p>
	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。	
	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。	
	② 作動させて各連結部のがたの有無を調べる。	② 著しいがたがないこと。	
	③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。	
	① 変形及び摩耗の有無を調べる。	① 変形及び著しい摩耗がないこと。	
	② 取付け部の亀裂の有無を調べる。	② 亀裂がないこと。	

		③ ワイヤロープ外れ止めの機能の適否及び損傷の有無を調べる。 。	③ 正常に作動し、損傷がないこと。
3.1.5 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧モーター (6) 油圧シリンダー (7) 方向制御弁 (8) 電磁弁 (9) 圧力制御弁 (10) 流量制御弁 (11) 逆止め弁 (12) 回転継手 (13) オイルクーラー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.6 操作装置	操作レバー等	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.7 安全装置	(1) 下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.8 車体関係	(2) 旋回フレーム及びブラケット (3) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 旋回減速機	① 旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケースからの油漏れの有無を調べる。 ④ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 緩み及び脱落がないこと。

(5) 旋回ロック (6) ペダルロック及びレバーロック (7) キャブ（ヘッドガードを含む。） (8) カウンターウェイト (9) 座席 (10) シートベルト (11) 昇降設備及び滑り止め (12) 表示板 (13) スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） (14) 計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。） (15) 後写鏡及び反射鏡 (16) 純油脂	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.9 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
3.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.2 動力伝達装置	(1) クラッチ	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) クラッチペダル	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) マスター・シリンダー	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) パワーシリンダー	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) トランスミッション	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(6) 動力取出し装置 (別名PTO)	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(7) プロペラシャフト		
	(8) デファレンシャル		
	(9) ファイナルドライブ		
	(10) 走行減速機	① 走行させて異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。
3.2.3 走行装置	(1) フロントアクスル	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング		
	(3) タイヤ（ホイールを含む。）		
	(4) イコライザー	① 亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② 連結部のがたの有無を調べる。 ③ アクスルロックを操作し、効き具合を調べる。	① 亀裂及び損傷がないこと。 ② がたがないこと。 ③ 確実にロックされること。
3.2.4 操縦装置	(1) ハンドル	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ロッド及びアーム類	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) ナックル		
	(4) かじ取り車輪		

	(5) 油圧シリンダー (ステアリングシリンダーに限る。)	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(6) パワーステアリング装置	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ (2) 駐車ブレーキ (3) ロッド、リンク 及びケーブル類 (4) ホース及びパイプ (5) オイルブレーキ (6) エアブレーキ (7) ブレーキ倍力装置 (8) ブレーキドラム 及びブレーキシュー (9) バックプレート (10) ブレーキディスク 及びパッド (11) 駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.6 作業装置	(1) ブーム、アーム バケット及びリンク (2) ツース (3) ブレード（別名 排土板） (4) フック	この表の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式の ものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.7 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類 、高圧パイプに限 る。） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧モーター (6) 油圧シリンダー （作業機用、アウ トリガー用に限 る。） (7) 方向制御弁 (8) 電磁弁 (9) 圧力制御弁 (10) 流量制御弁 (11) 逆止め弁 (12) 回転継手 (13) オイルクーラー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.8 操作装置		この表の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式の ものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。

3.2.9 安全装置	(1) 下部架台フレーム 及びブラケット		別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.10 車体関係	(2) アウトリガ ー	a ビーム、 ビームボック ス及びフ ロート b ロック及 びロックビ ン等	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 旋回フレーム及び ブラケット (4) 旋回ベアリング及 び旋回ギヤ (5) 旋回減速機 (6) 旋回ロック (7) ペダルロック及び レバーロック (8) キャブ（ヘッドガ ードを含む。） (9) カウンターウェイ ト (10) 座席 (11) シートベルト (12) 昇降設備及び滑り 止め (13) 表示板 (14) スイッチ類及び灯 火類（灯火装置、警 報装置、方向指示器 、窓拭き器、デフロ スターを含む。） (15) 計器類（油圧計、 空圧計、電流計、燃 料計、油温計、水温 計、表示灯を含む。 ） (16) 後写鏡及び反射鏡		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(17) 給油脂		別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ 式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行 い、機能することを確認し、異常 振動、異音及び異常発熱の有無を 調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異 常振動、異音及び異常発熱がないこ と。

3.3 機械式クラムシェル（クローラ式、トラック式、ホイール式）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
3.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.3 走行装置	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.4 操縦装置	(3) 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.5 制動装置	(4) 下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第1の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.6 作業装置	(1) ジブ	別表第1の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) クラムシェルバケット	① ワイヤロープの取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	① 亀裂及び損傷がないこと。
		② 損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。	② 損傷及び溶接部の亀裂がないこと。
		③ ツースの摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
		④ シープの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	④ 著しい摩耗がないこと。
		⑤ シープのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	⑤ 著しい摩耗がないこと。
		⑥ シープのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。	⑥ 変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。
		⑦ ロープガイドドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
		⑧ ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。	⑧ 変形がないこと。
		⑨ タグライン用チェーン及びシャックルの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑨ 著しい損傷及び摩耗がないこと。
	(3) 油圧式タグライン	① 油圧モーターからの油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
		② 油圧モーターを作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 作動の適否に異常がなく、かつ、異音及び異常発熱がないこと。
		③ 制御弁を切換え、回転方向及びトルクを調べる。	③ 正規の方向に円滑に回転し、かつ、トルクが適正であること。
		④ タグラインドラムの損傷の有無を調べる。	④ 著しい損傷がないこと。
		⑤ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。

	(4) スプリング式タグライン	① タグラインスプリングのへたりの有無を調べる。 ② タグラインドラムの損傷の有無を調べる。 ③ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しいへたりがないこと。 ② 著しい損傷がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。	
	(5) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
3.3.7 油圧装置 3.3.8 操作装置 3.3.9 安全装置 3.3.10 車体関係	(1) 上部旋回体	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(4) 下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第1の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(5) 給油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
3.3.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べること。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	

3.4 油圧式クラムシェル（クローラ式及びホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準		
3.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。			
3.4.2 動力伝達装置	この表の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。				
3.4.3 走行装置					
3.4.4 操縦装置					
3.4.5 制動装置					
3.4.6 作業装置	(1) ブーム、伸縮アーム、シーブ及びリンク	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。 ③ 取付けボルト、ナット及び各取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ ピンシールの損傷の有無を調べる。 ⑤ ワイヤロープ取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。 ⑥ シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。 ⑦ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。 ⑧ シーブのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。 ⑨ ロープガイドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。 ⑩ ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 著しいがたがないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。 ④ 損傷がないこと。 ⑤ 亀裂及び損傷がないこと。 ⑥ 著しい摩耗がないこと。 ⑦ 著しい摩耗がないこと。 ⑧ 変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。 ⑨ 損傷及び著しい摩耗がないこと。 ⑩ 変形がないこと。		
	(2) クラムシェルバケット	① 損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。 ② ツースの摩擦並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 損傷及び溶接部の亀裂がないこと。 ② 著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。		
	(3) ワイヤロープ	別表第1の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。			

3.4.7 油圧装置	この表の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.8 操作装置		
3.4.9 安全装置		
3.4.10 車体関係		
3.4.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。